

株式会社西日本住宅評価センター  
適合証明業務約款

申請者(以下「甲」という。)及び株式会社西日本住宅評価センター(以下「乙」という。)は、乙と独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)との間で締結した適合証明業務に関する協定(以下「協定」という。)並びに適合証明業務マニュアルを遵守し、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。)および「株式会社西日本住宅評価センター適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に受理をした証として引受承諾書を交付したとき(以下「引受日」という。)に締結されたものとする。

(甲の責務)

- 第1条 甲は、適合証明業務マニュアル等に従い、申請書及び必要な図書(以下「申請図書」という。)を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の適合証明業務(以下「業務」という。)の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象(以下「対象建築物」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるように協力しなければならない。
- 4 甲は、乙が対象建築物の機構が定める基準への不適合を指摘した場合、速やかに申請図書の修正又はその他必要な措置をとらなければならない。
- 5 甲は、別に定める「株式会社西日本住宅評価センター適合証明業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)に基づき算定され、引受承諾書に記載された額の手数料を第4条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

(乙の責務)

- 第2条 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に業務を行わなければならない。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

- 第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 新築住宅・賃貸住宅の設計検査業務  
・引受日から14日を経過した日
- (2) 新築住宅の中間現場検査業務  
・中間現場検査実施日から7日を経過した日
- (3) 新築住宅・賃貸住宅の竣工現場検査業務・適合証明業務  
・竣工現場検査実施日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しの提出があった日のいずれか遅い日から7日を経過した日
- (4) 上記以外の物件検査等・適合証明業務  
・現場調査実施日から7日を経過した日
- 2 前項第3号において、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める建設住宅性能評価書を活用して竣工現場検査を行う場合の業務期日は、引受日又は建設住宅性能評価書の交付日のいずれか遅い日から5営業日とする。
- 3 乙は、甲が第1条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、業務期日を延長することができる。

(支払期日)

- 第4条 甲の支払期日は、引受日とする。
- 2 前項に規定するほか、乙が承認した場合においては、支払期日を変更することができる。
- 3 甲が、手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は適合証明を交付しない。この場合において、乙が適合証明を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(支払方法)

- 第5条 甲は、前条に定める期日までに、次の各号のいずれかの方法で支払うものとする。なお、支払に要する費用は甲の負担とする。
- (1) 乙の指定する銀行口座に振り込む方法
- (2) 乙の窓口にて現金で支払う方法
- 2 甲は、前項にかかわらず乙が承認した場合においては、その承認した方法に基づき支払うことができる。

(竣工現場検査に関する通知書・適合証明書交付前の計画変更)

- 第6条 甲は、竣工現場検査に関する通知書・適合証明書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更するときは、軽微な変更の場合にあっては、現場検査申請時に変更に係る部分の申請図書等を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項に規定する以外の計画の変更の場合にあっては、適合証明業務マニュアルに従って改めて乙に申請しなければならない。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又は、その見込みのない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が業務を完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。なお、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に基づき手数料の一部を返還せず、当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときはその賠償を甲に請求ことができ、甲は信義誠実の原則に則りこれに応じなければならない。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、手数料を第4条に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。又、当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。なお、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときはその賠償を甲に請求ことができ、甲は信義誠実の原則に則りこれに応じなければならない。

(乙の免責)

- 第9条 乙は、次の各号に掲げる事項について、責任を負わない。
- (1) 甲の提出した申請図書に虚偽の記載があり、それに基づいて業務が行われたとき
- (2) 甲の都合により、現場検査予定日に検査が行えず、改めて検査予定日を協議して定めたとき

(秘密保持)

- 第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
- (1) 公的な機関から開示を求められた場合
- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 第12条に規定する統計処理を行う場合
- (4) 甲が、秘密情報でない旨を書面または口頭で確認した場合

(個人情報の取扱)

- 第11条 乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、甲から提供された個人情報を、業務の遂行及び関係書類の保存に必要な範囲を越えて利用してはならない。
- 2 乙は、次の各号に該当しない場合、甲から提供された個人情報を第三者に提供してはならない。
- (1) 個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合
- (2) 外部機関等による業務監査を受ける場合

(統計処理)

- 第12条 乙は、この契約における業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない範囲で統計処理等を行うことができる。

(別途協議)

- 第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。